

写

鳥労発基 0731 第 1 号

令和 7 年 7 月 31 日

鳥取地方最低賃金審議会

会長 佐藤 匡 殿

鳥取労働局長 山下禎博

印

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 22 日付けをもって、申出代表者 U A ゼンセン鳥取県支部支部長北畑仁史から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添（略）のとおり、鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年鳥取労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関する申し出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。